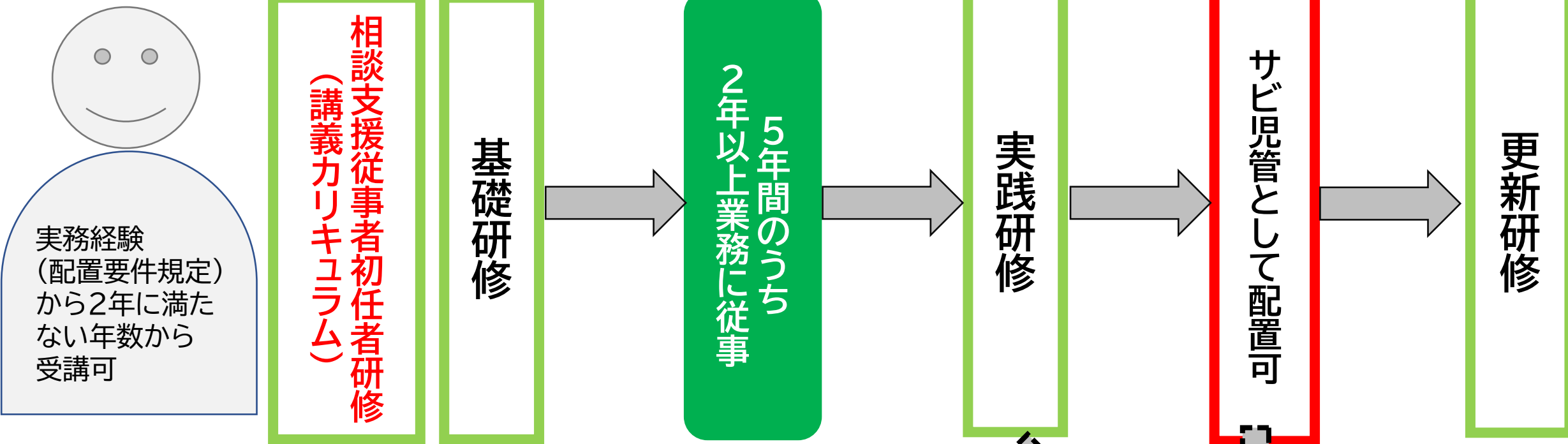


1. 研修受講の流れ

5年毎に受講



※実践研修から受講しなおす場合(次の①～③のいずれかに該当する者)

- ①R6.3末までに更新研修を受講しなかった旧研修修了者
- ②実践研修修了後5年以内に更新研修を受講しなかった者
- ③旧研修修了者の方で1回目の更新研修を修了した翌年度から5年以内に更新研修を受講しなかった者
(以降は1回目の更新研修を起算として、更新研修受講を繰り返す必要があります)

2. 基礎研修修了者とは

【基礎研修修了者】

- ・「相談支援従事者初任者研修(講義カリキュラム)」修了し、かつ
「サービス管理責任者および児童発達支援管理者基礎研修(講義・演習)」修了した者。

3-1. 実践研修について【例外】

【受講要件】

下記①～③を全て満たし、研修受講日前までに6か月以上の実務経験がある者。

※ 業務期間は6か月以上であり、かつ業務従事日数が90日以上必要。

※ 産休・育休、療養のための休暇期間等により不在の期間は算入不可。

①基礎研修受講時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たしている。

②障害福祉サービス事業所等における個別支援計画作成の業務の従事。

③上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行う。

※ **届出期限は、原則OJT開始前(遅くともOJT開始後10日以内)。**

3-2. 実践研修について【例外】

【受講要件①について】

「実務経験年数表」参照。

基礎研修受講時点で配置要件規定の年数(赤枠)を満たしている者。

業務範囲	業務内容等	実務経験年数 (配置要件規定: 2)	基礎研修および講 義カリキュラム対 数*3
A 相談 支援 業務	身体上もしくは精神上の障害があることまたは環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務	通 算 5 年 以 上	通 算 3 年 以 上
	ア 一般相談支援事業、特定相談支援事業、地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業		
	イ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター		
	ウ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設および更生施設、介護老人保健施設および介護医療院、地域包括支援センター		
	エ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター		
	オ 特別支援学校		
	カ 病院、診療所 (ただし、社会福祉主事任用資格、訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、Dに掲げる資格を有するもの、Aア～オに掲げる従事者の期間が1年以上のものに限る)		
キ その他これに準ずると都道府県知事が認めたもの			
B (資格あり ※1) 直接 支援 業務	身体上もしくは精神上の障害があることまたは環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴・排泄・食事その他の介護を行い、ならびにその者および介護者に対して介護に関する指導を行う業務または日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、ならびにその訓練等を行うものに対して訓練等に関する指導を行う業務、その他職業訓練または職業教育にかかる業務	通 算 8 年 以 上	通 算 6 年 以 上
	ア 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院または診療所の病室(療養病床)		
	イ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護事業		
	ウ 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所		
	エ 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金受給事業所		
	オ 特別支援学校		
	カ その他これに準ずると都道府県知事が認めたもの		
C (資格なし) 直接 支援 業務	BのA～カに掲げるものであって、社会福祉主事任用資格者等でないもの	通 算 8 年 以 上	通 算 6 年 以 上
D 国家 資格 者	次の国家資格等による業務に通算1年以上従事している者によるA～C(相談支援・直接支援)の業務 従事期間 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士または精神保健福祉士、公認心理師	通 算 3 年 以 上	通 算 1 年 以 上

3-3. 実践研修について【例外】

【受講要件②について】

・個別支援計画(原案)作成までの一連の業務内容は下記のとおりとし、全ての業務に従事することが必要。

- ☑ 利用者について面接した上でアセスメントを行い、適切な支援内容の検討を行う。
- ☑ アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき個別支援計画の原案を作成する。
- ☑ 個別支援計画の作成に係る会議を開催し、上記原案の内容について担当者等から意見を求める。
 - ※ サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者が業務に従事する場合は、サービス管理責任者等が開催する上記会議に参画すること。
- ☑ 上記原案に内容について利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得、
個別支援計画を利用者に交付する。
- ☑ 定期的な個別支援計画の実施状況の把握および利用者についての継続的なアセスメント(モニタリング)を行い、
少なくとも6月に1回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行う。

・個別支援計画(原案)作成をする回数は、**少なくとも概ね10回以上**行うことを基本とする。

令和8年度の研修スケジュールについて

■更新研修

開催:7月9日~10日

■ファシリテーション研修

開催:サービス管理責任者等向け**9月**

■基礎研修

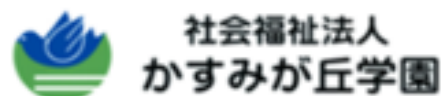
開催: A日程 10月28日~29日(嶺南会場)

B日程 11月頃(嶺北会場)

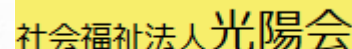
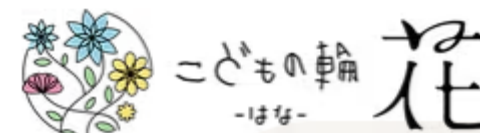
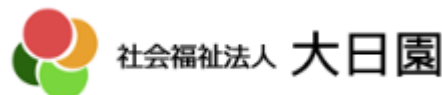
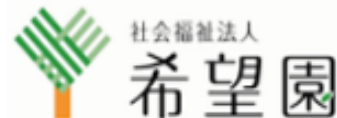
■実践研修

開催:12月頃

R7年度 協力法人一覧 順不同



マザーズplus和田



越前市児童発達支援センター



令和8年度の研修スケジュールについて

■初任研修、ファシリテーション研修の開催時期が早まります。

- ・初任研修(7月～開催予定)
- ・ファシリテーション研修(相談支援従事者向け6月開催予定)
※令和8度の主任研修を受講予定でファシリテーション研修未受講の方は必ず受講してください。

■主任研修について

- ・令和7年度から北陸3県(富山県、石川県、福井県)での集合形式で開催。
- ・令和8年度は富山県で開催予定。(10月、11月予定)
- ・令和9年度以降は①福井県、②石川県、③富山県の順で持ち回り開催を予定。

令和8年度 福井県人材育成事業関連研修年間予定

分類	研修名	研修日数	問合せ先	実施日	会場		
相談支援専門員に関する研修	相談支援従事者初任研修	講義2日 演習5日	障がい福祉課	未定	【講義】未定 ※全カリキュラム受講者(相談支援専門員資格)のみ	オンライン(生配信)	
					【講義カリキュラム受講】未定 ※講義カリキュラム受講者(サビ管・児発管)のみ	オンデマンド配信	
					【演習1,2】未定	未定	
	相談支援従事者現任研修	講義2日 演習3日	障がい福祉課		【演習3】未定	未定	
					【演習4,5】未定	未定	
					【実地研修】研修案内の個別途お知らせします。	未定	
相談支援従事者主任研修	講義・演習 5日	障がい福祉・精神 保健相談所	sgk-info@pref.fukui.lg.jp	令和8年10月～11月頃	富山県		
サービス管理責任者・ 児童発達支援管理責任者 に関する研修	サービス管理責任者および児童発達支援管理責任者 基礎研修	演習2日 (演習はA日程・ B日程いずれか)	障がい福祉・精神 保健相談所	sgk-info@pref.fukui.lg.jp	【講義】令和8年9月中旬～10月初旬	オンデマンド配信	
	サービス管理責任者および児童発達支援管理責任者 実践研修	演習 2日			【演習A日程】令和8年10月28日(水)～10月29日(木)	未定	
					【演習B日程】令和8年11月頃	未定	
サービス管理責任者および児童発達支援管理責任者 更新研修	講義・演習 2日	【講義】令和8年11月中旬～下旬	オンデマンド配信				
相談支援専門員 サービス管理責任者・ 児童発達支援管理責任者 に共通する研修	専門コース別研修(障害児支援)	講義・演習 2日	障がい福祉・精神 保健相談所	sgk-info@pref.fukui.lg.jp	【演習】令和8年12月頃	未定	
	専門コース別研修(意思決定支援)	講義・演習 1日			令和8年 7月 9日(木)～ 7月10日(金)	ユー・アイふくい	
ファシリテーション に関する研修	相談支援専門員:ファシリテーション研修(基礎)	講義演習 1日	障がい福祉・精神 保健相談所	sgk-info@pref.fukui.lg.jp	令和8年 2月頃	未定	
	サビ児管:ファシリテーション研修(基礎)	講義演習 1日			令和8年 8月 7日(金)	未定	
強度行動障害研修	強度行動障害 支援者養成研修	基礎研修1回目	2日	[申込期間中]障がい福祉・精神保健相談所 sgk-info@pref.fukui.lg.jp [申込期間後]福井県知的障害者福祉協会 TEL:0776-63-5099	令和8年 7月 1日(水)～ 7月 2日(木)	ユー・アイふくい	
		基礎研修2回目	2日		障がい福祉・精神 保健相談所	令和8年 9月頃	未定
		実践研修1回目	2日		福井県知的障害者 福祉協会	令和8年 6月 4日(木)～6月 5日(金)	市民プラザたけふ
		実践研修2回目	2日			令和8年11月頃	未定
		フォローアップ研修	1日			未定	未定
ピアサポート研修	基礎研修	2日	障がい福祉課	未定	未定	未定	
	専門研修	2日			未定	未定	
	フォローアップ研修	2日			未定	未定	
医療的ケア児等 に関する研修	支援者養成研修		2日	福井県医療的ケア児者センター fukui.icare@gmail.com	令和8年 7月30日(木)～ 7月31日(金) (支援者・コーディネーター共通)	ユー・アイふくい	
	コーディネーター養成研修	講義部分	3日		未定	未定	
		演習部分	2日		未定	未定	
	コーディネーターフォローアップ研修		未定			未定	未定
障害支援区分認定 に関する研修	障害支援区分認定調査員研修	1か月程度	障がい福祉・精神 保健相談所	sgk-info@pref.fukui.lg.jp	令和8年 5月募集開始	eラーニング	
	障害支援区分審査会委員研修	1か月程度			令和8年 5月募集開始		
障がい者虐待防止・権利擁 護研修	市町職員コース	1日	障がい福祉・精神 保健相談所	sgk-info@pref.fukui.lg.jp	令和8年 8月下旬	未定	
	管理者・施設従事者コース(A日程・B日程いずれか)	1日			【A日程】令和8年12月下旬	未定	
		1日			【B日程】令和8年12月下旬	未定	

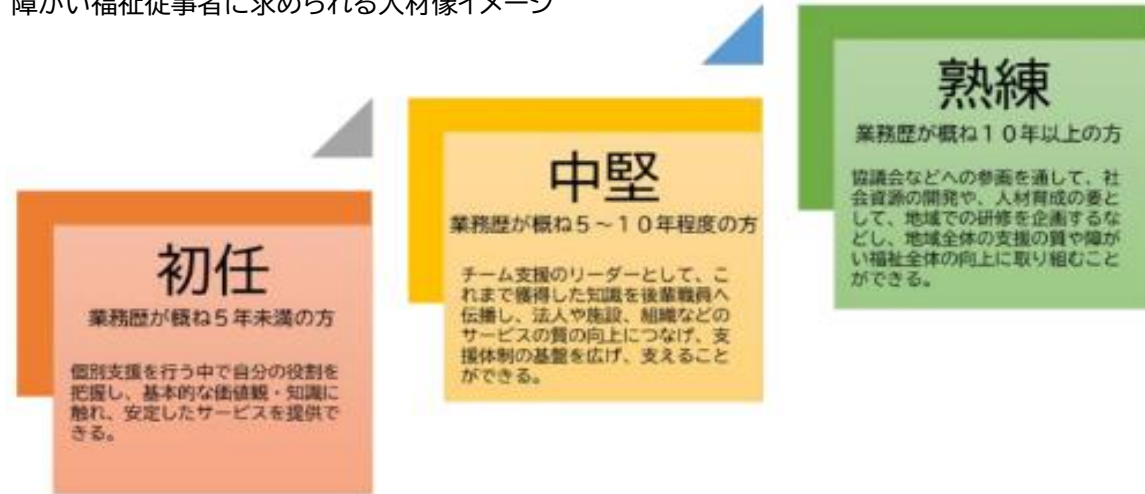
(注1)研修日程は、講師・会場の都合により、やむを得ず変更となる場合があります。予めご了承ください。

策定の目的

福井県障がい福祉従事者人材育成ビジョンは、本県が目指すべき障がい福祉従事者像を明らかにし、総合的な相談や支援の実践において、必要となる資質(価値・知識)や技能(技術)を習得できるよう、求められる人材像や研修体系等を明確にすることを目的に策定しました。なお、本ビジョンにおいては障がい福祉従事者として「育つ」とこと、障がい福祉従事者を「育てる」ことを含む人材育成に関する指導過程等を通じ、ともに学ぶ「育ちあい」を基本理念に掲げ策定しています。

障がい福祉従事者に求められる人材像

障がい福祉従事者に求められる人材像イメージ



キャリアの段階ごとに求められる人材像があり、それによって必要な価値観・知識・スキルも変化していきます。

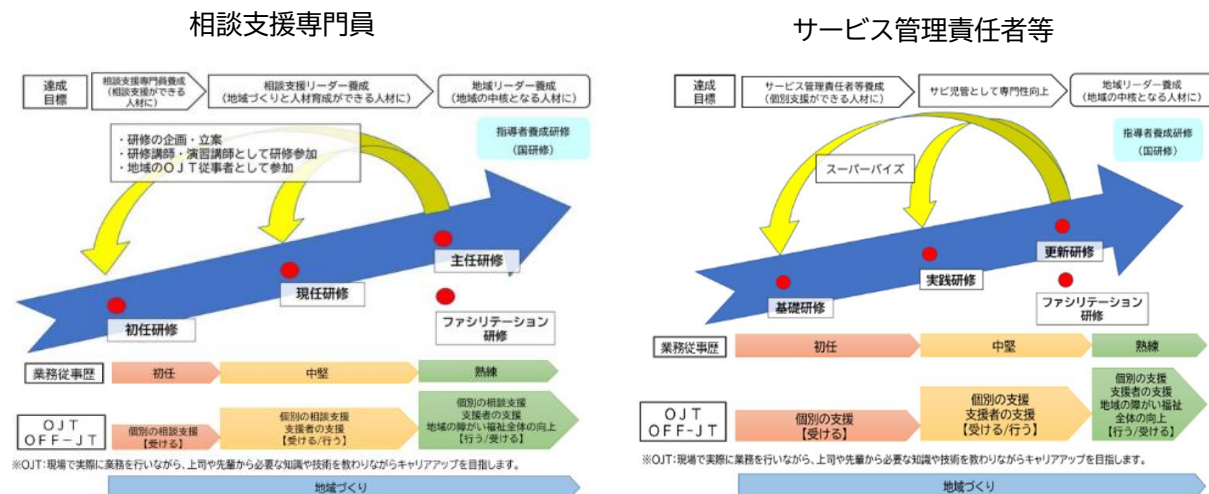
障がい福祉従事者における中核的人材

人材育成の中核を担う人材には下記の人材像を示しています。

- ① チームで障がい児者への個別の支援ができる。
- ② 支援者同士で学ぶ機会の提供など支援者の支援を行うことができる。
- ③ (自立支援)協議会を通じて地域の障がい福祉全体の向上に努められる。

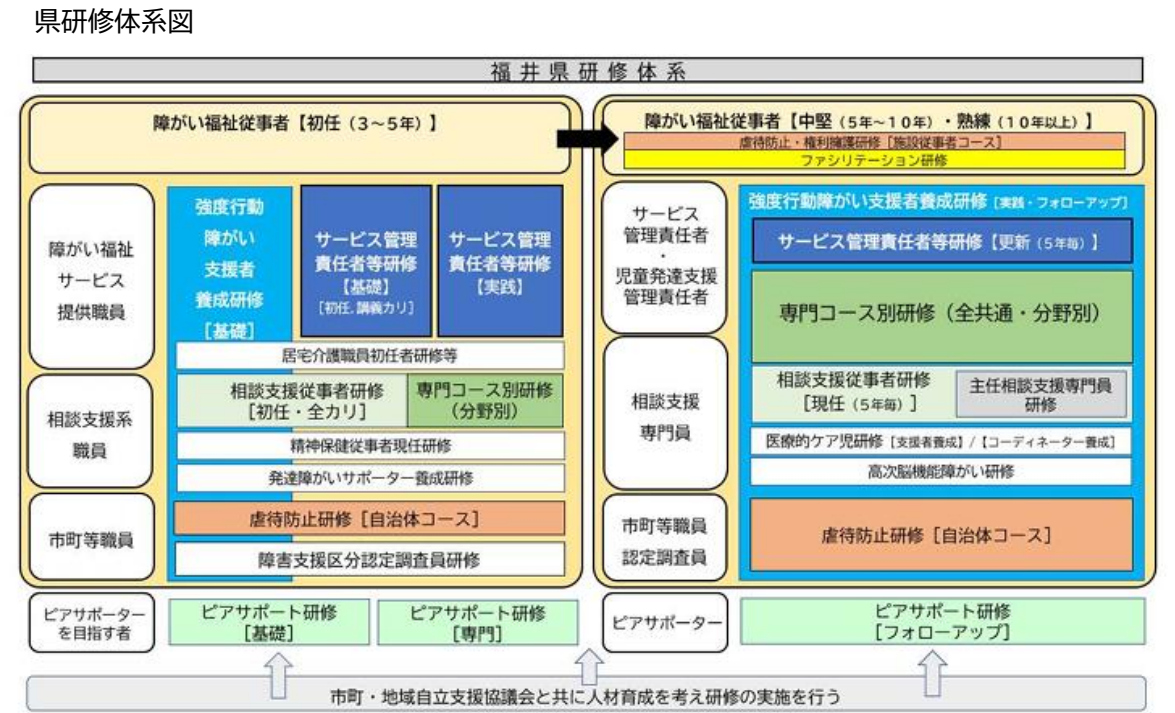
職種ごとの育ちあう人材育成ビジョン

相談支援専門員、サービス管理責任者等に従事する方向けに職種ごとのキャリアイメージをまとめています。キャリアの段階によって従事者同士がOJT、OFF-JTを受ける(行う)を通じて育ち合っていきます。



障がい福祉分野の研修体系

人材育成およびキャリアの積み上げに必要な研修を一覧にまとめています。



障がい福祉従事者を支える取組み

県の取組み

- ・障がい福祉従事者の養成、県の人材育成の在り方の検討。
- ・アドバイザーを派遣して地域の指導・調整、広域的支援の実施。

市町の取組み

- ・地域の障がい福祉ニーズを把握し、課題解決に向けた検討および支援の提供。
- ・相談支援体制や関係機関とのネットワーク強化。

協議会の取組み

- ・地域の障がい福祉課題に応じ地域の支援体制整備の促進。
- ・地域の関係機関とのネットワークを構築し、協議会の活性化や地域の人材育成に取り組む。

事業所の取組み

- ・日常の業務と所内OJTの実施で従事者のスキルアップ。
- ・受講者の各研修や地域(自立支援)協議会に講師や研修受講者として参加の促し。